

吉原小学校いじめ防止基本方針

1 学校教育目標：「仲良く助け合う子」（関連する目標）

2 吉原小学校いじめ防止基本方針について

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じるおそれがある。

石垣市立吉原小学校は、学校・家庭・地域が連携しいじめ問題の克服に向けて取り組むため、「いじめ防止対策推進法」の第13条の規程に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「吉原小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

(2) 基本理念

① いじめ防止の対策は、いじめが全ての子どもにかかわる問題であることから、子どもが安心して学習活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わずいじめがなくなることを目指しておこなう。

② いじめの防止の対策は、いじめがいじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況を生み出す行為であることについて子どもが十分に理解できるように行う。

③ いじめの防止等の対策は、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組む。

3 本校のいじめの実態と課題について

(1) 本校実態

① 「先生あのねアンケート」の結果から、学校が楽しくないと答える児童がいた。

② 友だちとの関係で登校しぶりになる児童がいた。

③ 友だちにふわふわ言葉や、「さん」づけができないことがある。

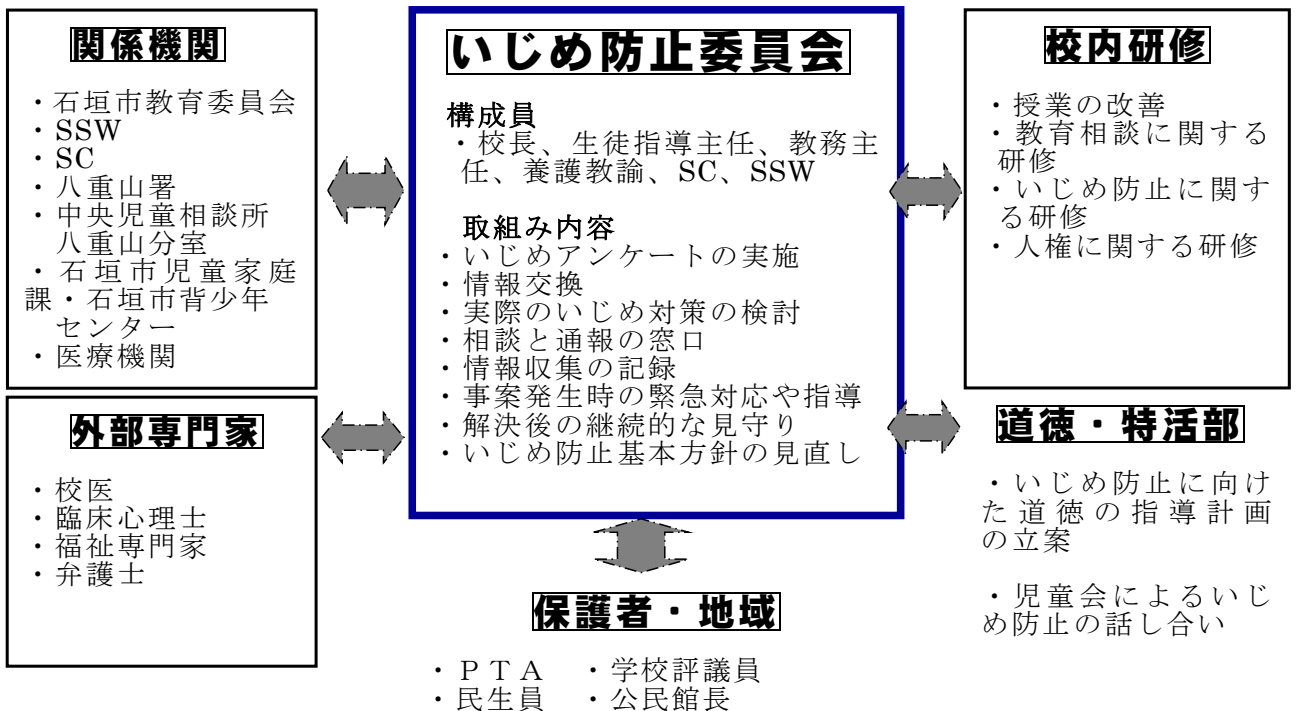
(2) 課題

① 少人数で力関係が固定しがちな傾向にあるので、いろいろな場を通して互いに協力しあう態度を育成する必要がある。

② 自分から進んであいさつができるようにする。

③ 「さんづけ」で相手を呼ぶようにする。



4 組織図



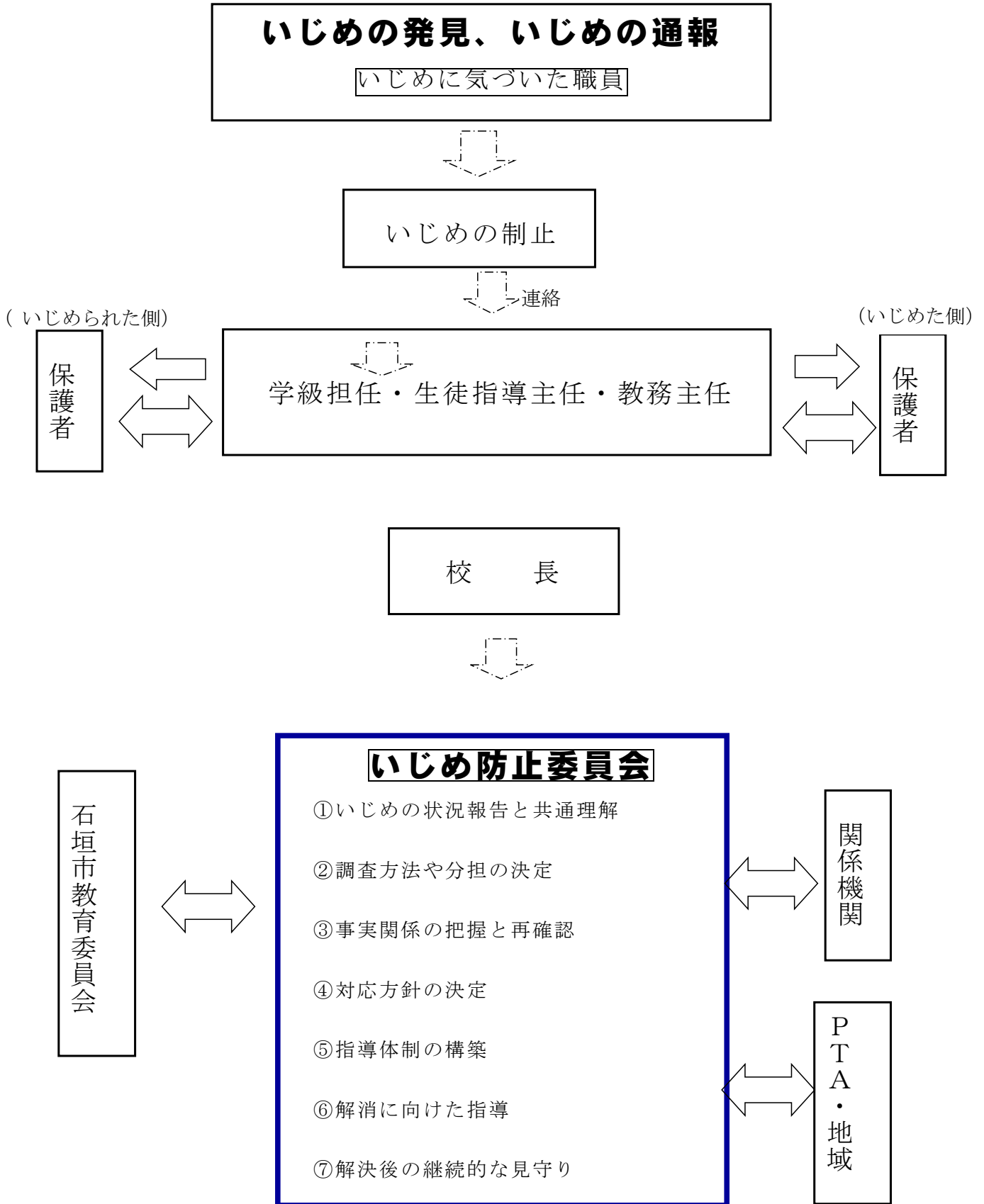
5 いじめ問題への対応について

いじめ防止の取組	いじめ早期発見の取組	いじめが起きたときの対応
<p>1) 学校の教育活動全体を通して ①いじめは人間として絶対許されないと雰囲気を作らないことを学校全体でつくる。 ②自分の大切さとともに、他人の大切さを認める態度を育てるよう努める。 ③いじめにつながりやすい感情を押さえるために自己有用感や自己肯定感を高める。</p> <p>2) 道徳や人権教育等とおして 道徳教育や人権教育を充実させたり、読書活動・体験活動等、幅広く体験的に学ぶ機会を設けたりすることで、子どもの社会性を育み、いじめをしない、させない、許さない態度の育成に努める。</p> <p>3) 授業での取組を通して 一人一人を大切にしたい分、分かりやすい授業づくりに努め、一人一人が活躍できる集団づくりを進める。</p> <p>4) 児童会の取組を通して 子どもがいじめの問題について学び、話し合い、子ども自らがいじめの防止を訴えるような取組を推進する。</p> <p>5) 教職員の共通理解 いじめの内容や指導上の留意点などについて平素から教職員全員で共通理解を図り未然防止に取り組む</p> <p>6) 年間指導計画の作成 いじめに関する年間指導計画を作成し、いじめの未然防止のための定期的なアンケートや教職員研修を実施する。また随時見直しを図りよりよい取組に改善する。</p> <p>7) 保護者地域への啓発 いじめ防止への学校の取組状況を知らせ、その取組への協力を求める。</p> <p>8) 情報モラル教育の充実 パスワード付きサイトやSNS、携帯電話のメールを利用したいじめ対策として、学校における情報モラル教育の充実に努める。</p>	<p>1) アンテナを高くする 休み時間や放課後の子どもの様子、日記等での子どもの日常のやりとり、個人面談や家庭訪問等を通してアンテナを高くして子ども達を見守る。</p> <p>2) 情報の共有化 ささいないじめに関する情報であっても学校の教職員全体で共有し、解消に向け、迅速に取り組む。</p> <p>3) 訴えやすい雰囲気をつくる 定期的ないじめアンケート調査や各学期毎に教育相談週間を実施し、いじめの実態把握に努め、子どもが日頃からいじめを訴えやすい雰囲気づくりに努める。</p> <p>4) 相談窓口の周知 子どもや保護者、教職員が気軽に相談できるよう体制を整備し保健室や相談室などの窓口について広く周知するよう努める。</p>	<p>1) 丁寧な対応 子どもや保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、ささいな兆候であっても、丁寧に対応する。</p> <p>2) 組織的に対応する いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは校内のいじめ防止委員会で直ちに情報を共有し、組織的に対応する。</p> <p>3) 教育委員会への報告 速やかにいじめの事実の有無の確認をし、結果を石垣市教育委員会に報告し、いじめられた子どもといじめた子どもそれぞれの保護者に連絡する。</p> <p>4) 警察との相談 犯罪行為を伴うもの等、解決が困難な場合には、所轄警察署と相談して対応する。</p> <p>5) いじめられた子どもへの支援 ①いじめられた子どもの安全を確保し落ち着いて教育を受けられるようにする。 ②状況に応じて心理や福祉専門家等の協力を得る。 ③いじめられた子どもの保護者へも取組の状況を伝え支援をする</p> <p>6) いじめた子どもへの指導・助言 ①複数の教職員が連携し必要に応じて心理や福祉専門家等の協力を得ていじめの行為を止めさせる再発防止に努める。 ②保護者の協力を求めるとともに保護者へ継続的な助言を行う。 ③いじめの行為は生命・財産を脅かす行為であることを理解させ自らの行為の責任を自覚させる指導を行う。</p> <p>7) いじめを傍観していた子どもに対して いじめが起きたことをしりつつ周りで見ていた子どもに対しては同調はいじめに加担することであることを理解させ、いじめを根絶しようとする態度を育てる。</p> <p>8) ネット上の不適切な書き込み等について 直ちに削除する対応や必要に応じて法務局の協力を得てプロバイダに対して速やかに削除を求める対応を指導する。</p>

6 いじめ問題への取組みの年間指導計画

月	校内委員会	未然防止の取組み	早期発見の取組み	
4	校内委員会① 指導方針・指導計画、学校いじめ防止基本方針等の確認を職員会議の場で行う。	毎月1日 友だちの日（人権の日）	あのねアンケート（いじめ発見アンケート）の実施 （毎月第1週目）	
5	PTA 総会の場で保護者への啓発を行う。		第1回教育相談	
6				
7	◎ 事案発生時 緊急のいじめ防止委員会を開催し対応処置を検討する	学級経営や分かる授業の充実	第2回教育相談	
8				いじめ問題に関する校内研修①
9				校内委員会② 情報共有、2～3学期指導計画の確認
10				
11				
12	いじめ問題に関する校内研修②		保護者アンケート	
1			第3回教育相談	
2	校内委員会③ 本年度のまとめと指導計画の見直し 学校いじめ防止基本方針見直し			
3				

7 いじめが起こった場合の祖師的な対応の流れ



8 重大事態への対応について

(1) 重大事態とは

- ① 児童が自殺を企図した場合など、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合。
- ② 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。
(年間30日を目安にして、一定の期間連続して欠席しているような場合)
- ③ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があった場合。

